

改正後	改正前
<p>（安全管理規程の内容）</p> <p>第七条の二 一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。以下この条から第七条の二の三までにおいて同じ。）の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>イ～ロ （略）</p> <p>ハ 事故、災害等の防止対策の検討及び実施に関する事項</p> <p>ニ～チ （略）</p> <p>四～五 （略）</p>	<p>（安全管理規程の内容）</p> <p>第七条の二 一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。以下この条から第七条の二の三までにおいて同じ。）の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>イ～ロ （略）</p> <p>ハ 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項</p> <p>ニ～チ （略）</p> <p>四～五 （略）</p>

(安全管理規程の内容)

第二十二條の二 人の運送をする内航不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く。以下同じ。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一（二）（略）

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ（ロ）（略）

ハ 事故、災害等の防止対策の検討及び実施に関する事項

ニ（チ）（略）

四（五）（略）

(安全管理規程の内容)

第二十三條の十一 人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一（二）（略）

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ（ロ）（略）

ハ 事故、災害等の防止対策（感染症が発生した場合に当該感染症がまん延するおそれが特に大きいものとして国土交通大臣が定める事業を営む者にあつては、感染症の発生及びまん延の防止対策を含む。）の検討及び実施に関する事項

ニ 事故、災害等が発生した場合（ハに規定する者にあつては、感染症が発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）の対応

ホ（チ）（略）

四（五）（略）

(安全管理規程の内容)

第二十二條の二 人の運送をする内航不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く。以下同じ。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一（二）（略）

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ（ロ）（略）

ハ 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項

ニ（チ）（略）

四（五）（略）

(安全管理規程の内容)

第二十三條の十一 人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一（二）（略）

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ（ロ）（略）

ハ 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項

ニ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項

ホ（チ）（略）

四（五）（略）

改正後	改正前
<p>（安全管理規程の内容）</p> <p>第十三条 法第九条第二項の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>イ～ロ （略）</p> <p>ハ 事故、災害等の防止対策の検討及び実施に関する事項</p> <p>ニ～チ （略）</p> <p>四～五 （略）</p>	<p>（安全管理規程の内容）</p> <p>第十三条 法第九条第二項の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>イ～ロ （略）</p> <p>ハ 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項</p> <p>ニ～チ （略）</p> <p>四～五 （略）</p>

改正後		改正前	
<p>（安全管理規程の内容）</p> <p>第二百十二条の四 法第百三条の二第二項の国土交通省令で定める安全管理規程の内容については、次の表の上欄に掲げる事項については同表下欄に掲げるものとする。</p>			
<p>安全統括管理者の選任に関する事項</p>	<p>輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項</p>	<p>輸送の安全を確保するための事業の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項</p>	<p>輸送の安全を確保するための事業の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項</p>
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>安全統括管理者の選任に関する事項</p>	<p>輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項</p>	<p>輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項</p>	<p>輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項</p>
（略）	（略）	（略）	（略）

○ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（安全管理規程の内容）</p> <p>第四十七条の四 法第二十二条の二第二項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 事故、災害等の防止対策の検討及び実施に関する事項</p> <p>ハ～ト （略）</p> <p>四 （略）</p>	<p>（安全管理規程の内容）</p> <p>第四十七条の四 法第二十二条の二第二項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項</p> <p>ハ～ト （略）</p> <p>四 （略）</p>

改正後	改正前
<p>（安全管理規程の内容）</p> <p>第三十六条の三 法第十八条の三第二項の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。ただし、第二号ニ及びホ、第三号チ及びヌ並びに第五号に掲げる事項については、第三種鉄道事業者にあつては、この限りでない。</p> <p>一〜二 （略）</p> <p>三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 事故、災害等の防止対策の検討及び実施に関する事項</p> <p>ハ〜ヌ （略）</p> <p>四〜五 （略）</p>	<p>（安全管理規程の内容）</p> <p>第三十六条の三 法第十八条の三第二項の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。ただし、第二号ニ及びホ、第三号チ及びヌ並びに第五号に掲げる事項については、第三種鉄道事業者にあつては、この限りでない。</p> <p>一〜二 （略）</p> <p>三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項</p> <p>ハ〜ヌ （略）</p> <p>四〜五 （略）</p>

○ 貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第二条の五 法第十六条第二項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 事故、災害等の防止対策の検討及び実施に関する事項</p> <p>ハ～ト （略）</p> <p>四 （略）</p>	<p>第二条の五 法第十六条第二項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項</p> <p>ハ～ト （略）</p> <p>四 （略）</p>